

審議事項（2）資料

鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

自然共生推進課

特別保護地区について

特別保護地区について

1 鳥獣保護区制度

(1) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるとき、指定することができる区域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 § 28）。

(2) 特別保護地区

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる（法 § 29）。

※鳥獣保護区については期間の更新が可能であるが、特別保護地区については期間の更新規定がなく、期限到来の都道府県知事が再指定するため、環境保全審議会での審議が必要となる。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない (許可がある鳥獣の捕獲は可能)	20年以内 (本県は10年) 期間は更新が可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県は10年)
特別保護指定区域 (令第2条) (山梨県には該当区域なし)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するもの。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める

2 鳥獣保護区等の指定状況

(1) 鳥獣保護区

38箇所 74,794.1ha

(2) 特別保護地区

10箇所 6,310.1ha

3 特別保護地区の指定（「第13次鳥獣保護事業計画（計画期間：令和4～8年度）」）

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

- ア 特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区内の区域内において、特に生育環境の保全を図る必要があると認められる区域について、指定する。
- イ 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。
- ウ 計画期間中に指定期間満了となる地区は、再指定する。

② 指定区分ごとの方針

- ア 森林鳥獣生息地の保護区
多様な鳥獣の生息地域、鳥獣の生息密度が高い地域、食性や地形が鳥獣の生息に適している地域のうち、必要と認められる区域について指定するものとする。
- イ 大規模生息地の保護区
多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的領域について指定するものとする。
- ウ 集団渡来地の保護区
渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的領域について指定するものとする。
その他、山梨県内での指定はないが、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区の指定区分がある。

(2) 特別保護地区の指定計画（令和6年度に指定期間が満了するもの）

年度	指定区分	鳥獣保護区	特別保護地区	指定面積 (ha)	指定期間
R6	大規模生息地	白鳳	白鳳	3,096.0	R6. 11. 1～ R16. 10. 31
	森林鳥獣生息地	大菩薩	大菩薩	111.0	R6. 11. 1～ R16. 10. 31
			2箇所	3,207.0	

【参考】鳥獣保護区の存続期間の更新について

特別保護地区は、鳥獣保護区内に指定されるため、その存続が前提となる。

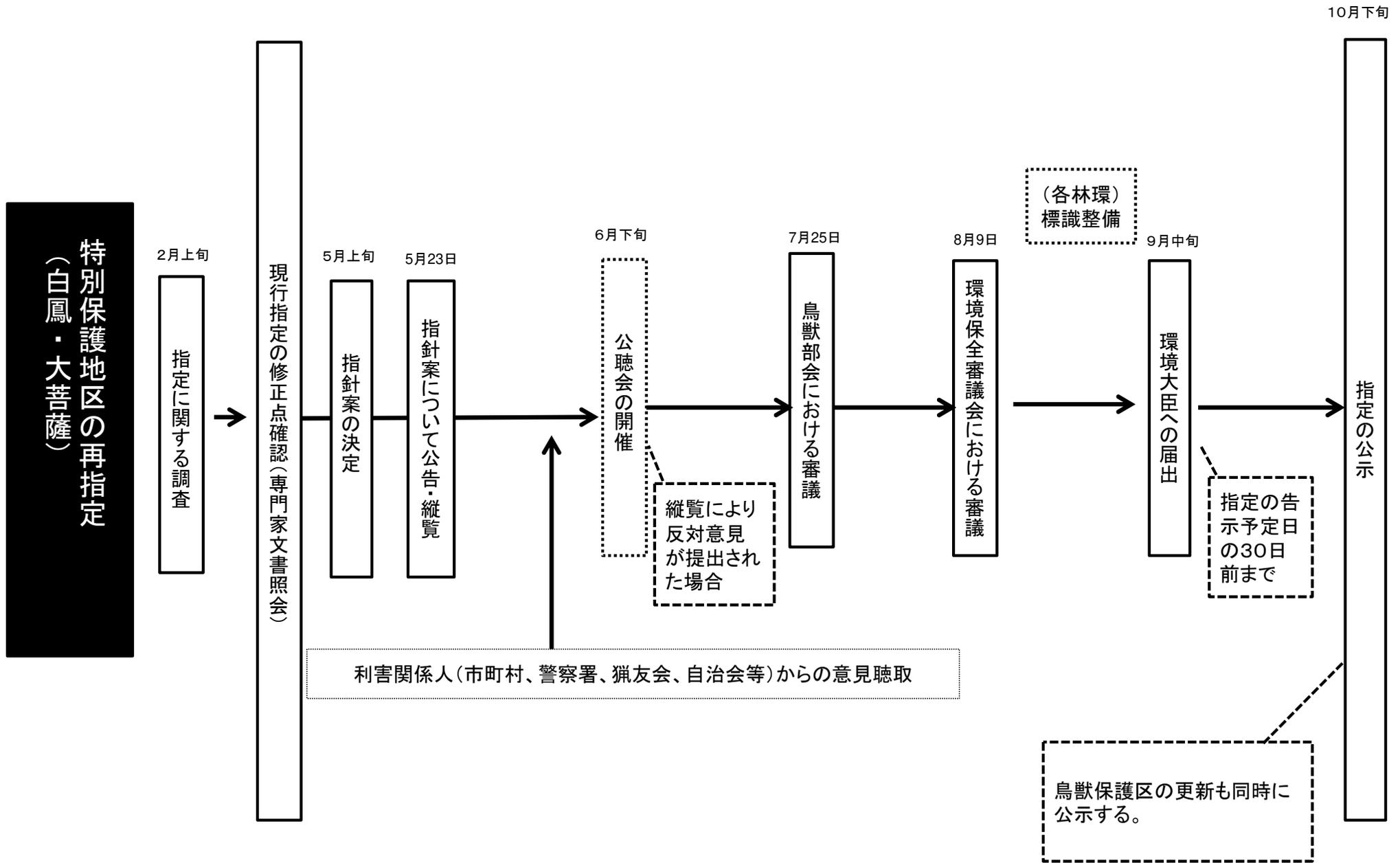
第13次鳥獣保護事業計画においては、「・・・指定期間が終了する鳥獣保護区については、全て指定期間を更新する。」とされており、令和6年度において指定期間が終了する鳥獣保護区の変更計画は、下表のとおり。

[既指定鳥獣保護区の変更計画]

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積 (ha)	変更後の 指定期間
R6	大規模 生息地	白鳳	期間 更新	20,295.0	R6.11.1～ R16.10.31
	森林鳥獣 生息地	大菩薩	期間 更新	1,375.0	R6.11.1～ R16.10.31
	森林鳥獣 生息地	小金沢	期間 更新	1,480.0	R6.11.1～ R16.10.31
	身近な鳥獣 生息地	岩殿山	期間 更新	85.0	R6.11.1～ R16.10.31
	身近な鳥獣 生息地	芦安	期間 更新	7.5	R6.11.1～ R16.10.31
	森林鳥獣 生息地	笹ヶ岳	期間 更新	615.1	R6.11.1～ R16.10.31
6箇所				23,857.6	

※第13次鳥獣保護事業計画（鳥獣保護区の存続期間の更新）については令和4年3月に開催された第61回山梨県環境保全審議会において審議し、了承いただいています。

特別保護地区の再指定に係る手続きの流れ



鳥獣保護区

番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分	備考
1	八ヶ岳鳥獣保護区	八ヶ岳山麓一帯(北杜市)	6,999.1	R10.10.31	森林	
2	甲斐駒鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(北杜市)	4,105.0	R8.10.31	大規模	
3	白鳳鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町)	20,295.0	R6.10.31	大規模	
4	御岳鳥獣保護区	御岳昇仙峡一帯(甲府市、甲斐市)	1,251.8	R10.10.31	森林	
5	積翠寺鳥獣保護区	甲府市上積翠寺町及び下積翠寺町一帯	929.4	R15.10.31	身近	
6	富士塚万力鳥獣保護区	山梨市万力公園及び万力一帯	200.0	R9.10.31	身近	
7	塩の山鳥獣保護区	甲州市塩山塩の山一帯	45.0	R9.10.31	身近	
8	大菩薩鳥獣保護区	甲州市塩山大菩薩嶺一帯	1,375.0	R6.10.31	森林	
9	秩父連峰鳥獣保護区	奥秩父連峰山梨県側一帯(甲府市、甲州市、山梨市、北杜市、丹波山村)	13,385.0	R7.10.31	大規模	
10	小金沢鳥獣保護区	大月市	1,480.0	R6.10.31	森林	
11	三ツ峠鳥獣保護区	三ツ峠一帯(都留市、富士河口湖町)	715.0	R8.10.31	森林	
12	岩殿山鳥獣保護区	大月市	85.0	R6.10.31	身近	
13	富士山北麓鳥獣保護区	富士山北麓一帯	15,401.0	R10.10.31	大規模	
14	身延山鳥獣保護区	身延山久遠寺一帯(身延町)	886.0	R10.10.31	森林	
15	愛宕山鳥獣保護区	愛宕山一帯(甲府市)	287.0	R8.10.31	身近	
16	四尾連湖鳥獣保護区	四尾連湖一帯(市川三郷町)	40.5	R7.10.31	身近	
17	県民の森鳥獣保護区	楡形山一帯(南アルプス市)	995.0	R10.10.31	森林	
18	雨畑湖鳥獣保護区	雨畑湖一帯(早川町)	84.0	R12.10.31	集団渡来	
19	芦安鳥獣保護区	南アルプス市	7.5	R6.10.31	身近	
20	唐沢山鳥獣保護区	笛吹市御坂町唐沢山	3.8	R10.10.31	身近	
21	片山鳥獣保護区	甲府市山宮町片山	665.0	R10.10.31	森林	
22	信玄堤鳥獣保護区	南アルプス市、甲斐市	132.0	R15.10.31	身近	
23	旭日丘鳥獣保護区	山中湖村旭ヶ丘	1,675.0	R14.10.31	森林	
24	白須鳥獣保護区	北杜市白州町鳥原及び松原一帯	290.0	R15.10.31	身近	
25	県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区	北杜市高根町念場原	88.0	R15.10.31	身近	
26	三郡橋鳥獣保護区	南アルプス市、富士川町、市川三郷町	237.0	R10.10.31	集団渡来	
27	社会福祉村鳥獣保護区	韮崎市、南アルプス市	191.6	R15.10.31	身近	
28	大野鳥獣保護区	上野原市	85.5	R9.10.31	集団渡来	
29	山中湖鳥獣保護区	山中湖村	1,360.0	R9.10.31	集団渡来	
30	本栖鳥獣保護区	身延町及び富士河口湖町	560.0	R10.10.31	集団渡来	
31	上萩原鳥獣保護区	甲州市塩山上萩原	1.6	R14.10.31	身近	
32	黒桂河内鳥獣保護区	早川町	60.0	R15.10.31	身近	
33	都留いきものふれあいの里鳥獣保護区	都留市	60.0	R7.10.31	身近	
34	黒岳鳥獣保護区	笛吹市御坂町	11.7	R14.10.31	森林	
35	御正体山鳥獣保護区	都留市、道志村	96.7	R14.10.31	森林	
36	篠井山鳥獣保護区	南部町	77.0	R15.10.31	森林	
37	笹ヶ岳鳥獣保護区	早川町	615.1	R6.10.31	森林	
38	滝子山鳥獣保護区	大月市笹子町白子	17.8	R8.10.31	森林	
		合計	74,794.1	ha	38件	
		令和6年度更新予定面積	23,857.6	ha	6件	

※黄色着色：今年度更新対象の鳥獣保護区

特別保護地区

番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分	備考
1	白鳳特別保護地区	南アルプス北岳一帯	3,096.0	R6.10.31	大規模	
2	大菩薩特別保護地区	甲州市塩山大菩薩嶺	111.0	R6.10.31	森林	
3	甲斐駒特別保護地区	南アルプス甲斐駒ヶ岳一帯	421.1	R8.10.31	大規模	
4	三ツ峠特別保護地区	都留市高畑三ツ峠山一帯	70.0	R8.10.31	森林	
5	御岳特別保護地区	甲府市御岳昇仙峡	176.0	R10.10.31	森林	
6	金峰山特別保護地区	甲府市金峰山一帯	255.0	R7.10.31	大規模	
7	鷄冠山特別保護地区	山梨市三富鷄冠山一帯	367.6	R7.10.31	大規模	
8	山中湖特別保護地区	山中湖一帯	657.0	R9.10.31	集団渡来	
9	本栖特別保護地区	身延町、富士河口湖町	470.0	R10.10.31	集団渡来	
10	八ヶ岳特別保護地区	北杜市八ヶ岳山麓	686.4	R10.10.31	森林	
		合計	6,310.1	ha	10件	
		令和6年度更新予定面積	3,207.0	ha	2件	

※黄色着色：今年度再指定対象の特別保護地区

白鳳特別保護地区の再指定について

白鳳特別保護地区の指定について

- 1 特別保護地区の名称
白鳳特別保護地区

- 2 特別保護地区の区域

県有林第1林班イ、ロ、ハ小班、第2林班い1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ小班、第3林班イ、ロ小班、第6小班ロ小班、第8林班ニ、ホ小班、第9林班イ、ロ、ハ小班、第10林班イ、ロ、ハ小班、第11林班イ小班、第13林班イ、ロ小班、第14林班、第15林班、第16林班、第17林班、第18林班、第20林班い3、ロ1、イ小班、第21林班い2、ろ1、ろ2小班、第22林班ろ2、イ小班、南巨摩郡早川町所在県有林第77林班イ、ロ、ハ、ニ1小班、第78林班い1、ロ小班、第79林班い3、ロ小班

- 3 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで（10年間）

- 4 特別保護地区の保護に関する指針

- (1) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

- (2) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳（標高 3,193 m）を含む白根三山（北岳、間ノ岳（標高 3,190m）、農鳥岳（標高 3,026m））、仙丈ヶ岳（標高 3,033m）及び鳳凰三山（薬師岳（標高 2,780m）、観音岳（標高 2,841 m）及び地蔵ヶ岳（標高 2,764m））を中心とした高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。

当該地域は、山地帯から高山帯の植生にあたる。山地帯はミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹、ウラジロモミが生息し、野呂川流域はカエデ類も多く生育する。亜高山帯はシラビソ、オオシラビソ、コメツガが優占するが、明るい草地にはミヤマハナシノブなどの貴重な植物もある。森林限界を越えた高山帯では、ハイマツが優占する。高山帯には、キタダケソウ、ホウオウシャジンなど日本列島でも特定の地域のみで生育する貴重な植物が分布する。

また、当該地域では、獣類では、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、大型哺乳類のツキノワグマ、及びニホンジカ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、アズミトガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、天然記念物に指定されているイヌワシ、国内希少野生動物種であるクマタカが生息するなど、鳥類相においては県内で最重要な区域である。また、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山帯の種からシジュウカラ、メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで確認されるなど多種多様な鳥獣が生息している。特にライチョウは、南アルプスの中でも最も個体数が多い地域であり、生息し、又は生育する動植物はライチョウ、キタダケソウ

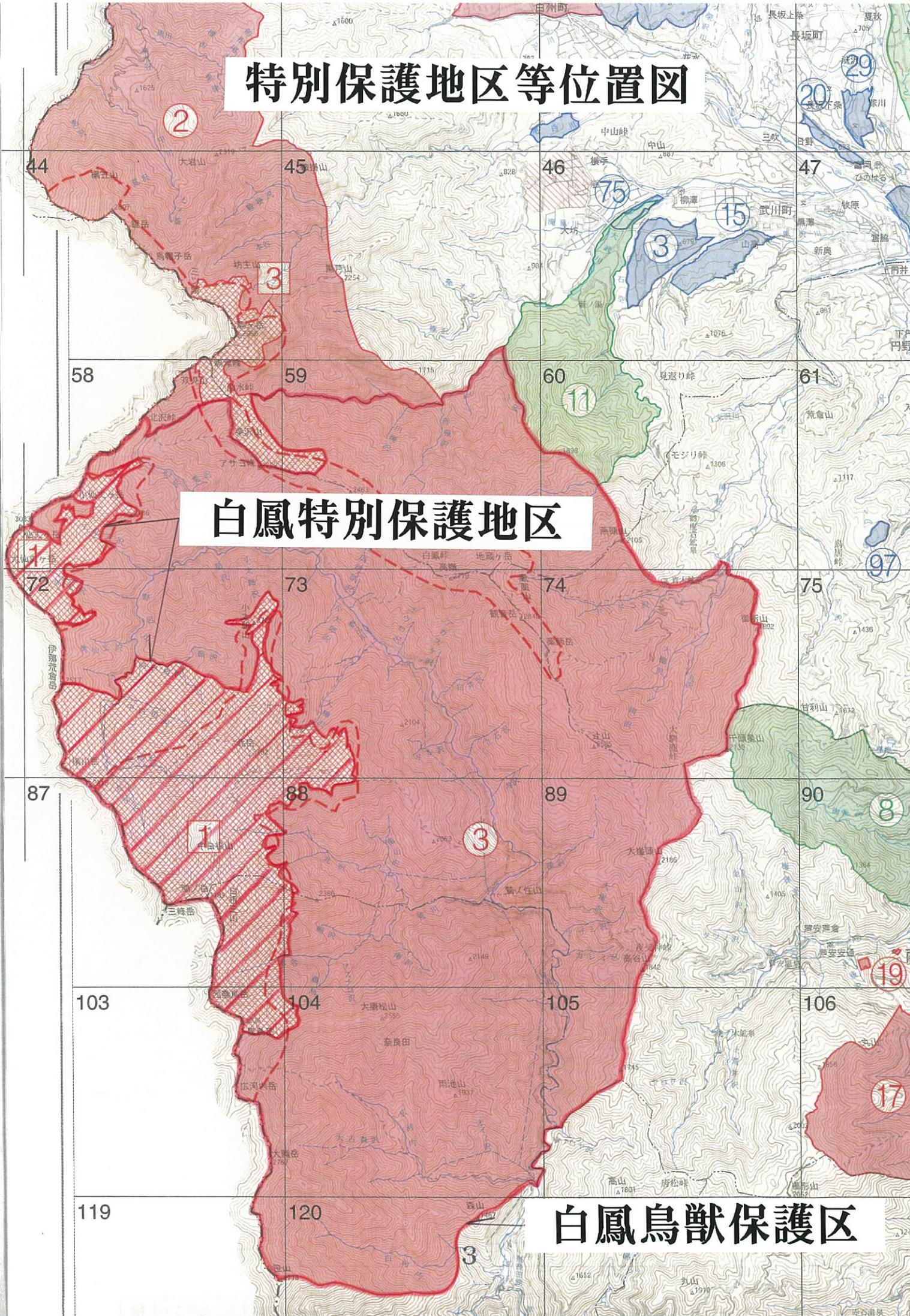
等の遺存種をはじめ、キタダケキンポウゲ等の希少な固有種が多く国内でも有数の自然環境を有する地域である。

以上の地域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(3) 特別保護地区の管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- ・ 特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

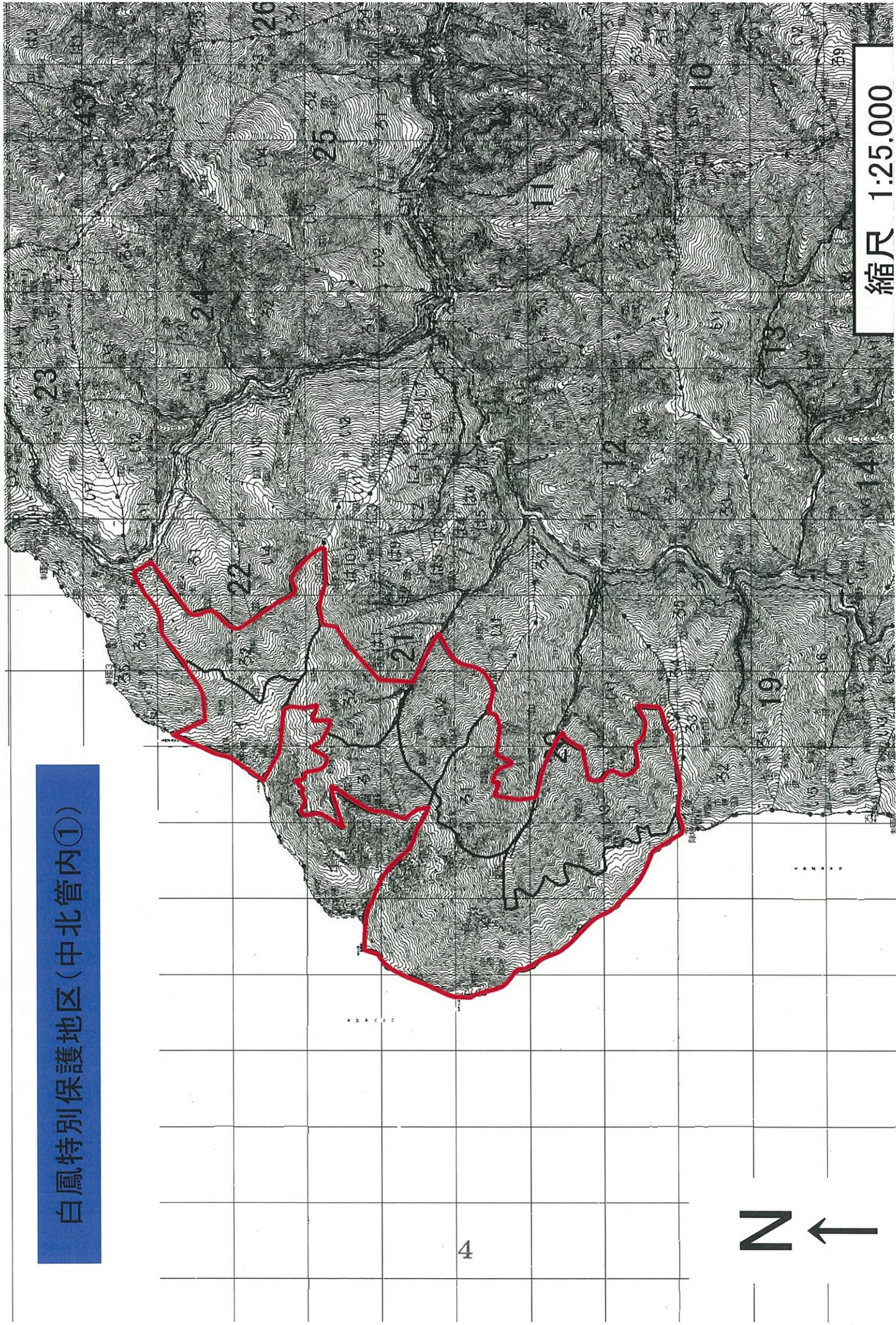
特別保護地区等位置図



白鳳特別保護地区

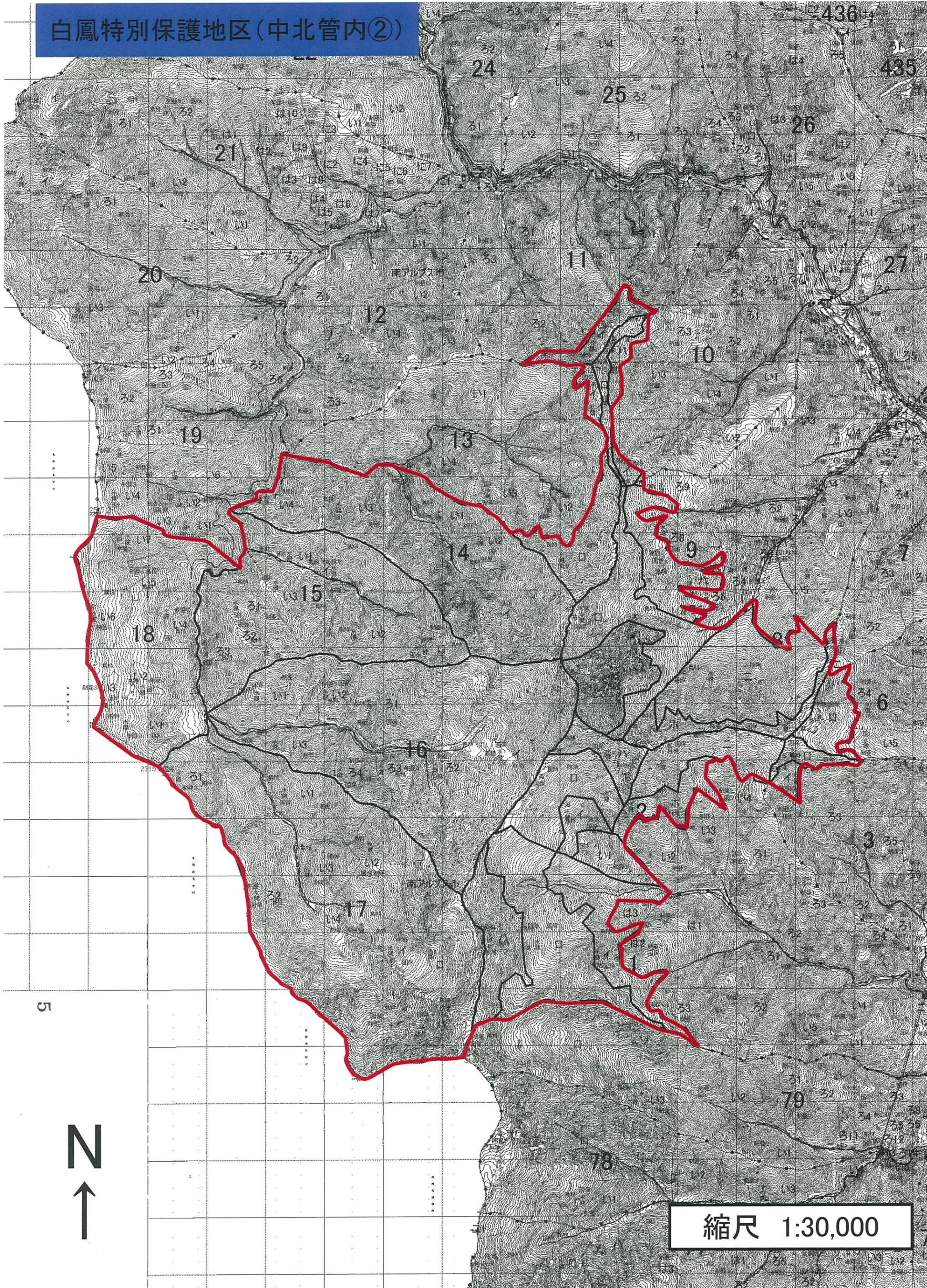
白鳳鳥獣保護区

白鳳特別保護地区(中北管内①)



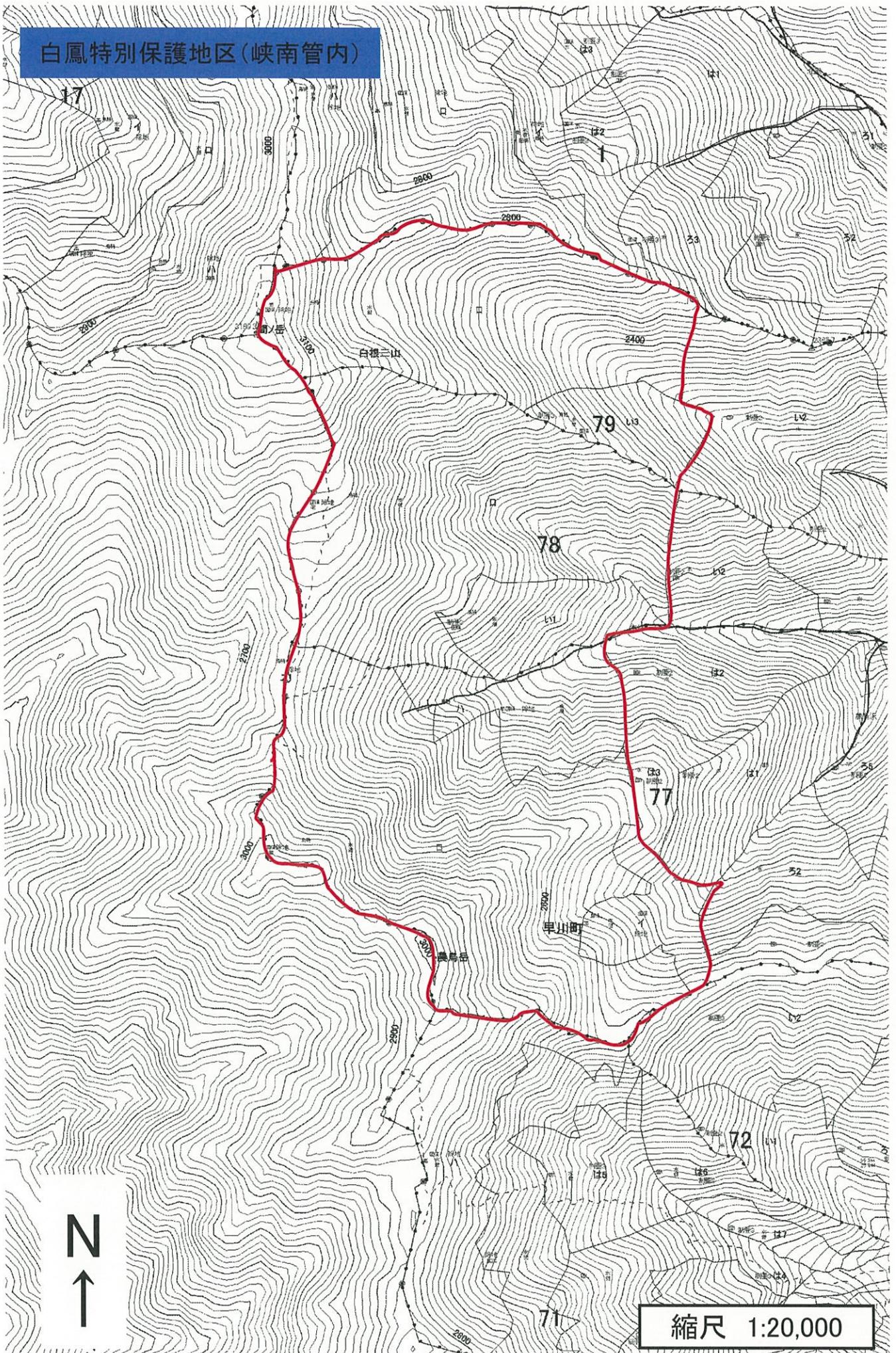
縮尺 1:25,000

白鳳特別保護地区(中北管内②)



縮尺 1:30,000

白鳳特別保護地区(峡南管内)



大菩薩特別保護地区の再指定について

大菩薩特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

大菩薩特別保護地区

2 特別保護地区の区域

県有林第90林班ほ2・と1・と2・と3・と4・と5・と7・ち1・イ2・イ3・イ6・ニ・ホ小班、第91林班い3・い4・イ・ロ1・ハ小班

3 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで（10年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、山地帯から亜高山帯の植生にあたる。山地帯にあたる部分は、ミズナラの他、ブナ、オオイタヤメイゲツの落葉広葉樹等の自然林の他、カラマツ植林地も多い。亜高山帯は、大菩薩峠（標高1,897m）を中心とした尾根沿い地域はシラビソ、コメツガが優占した林である。大菩薩峠から大菩薩嶺にかけては、ミヤコザサが優占した広い草原になっており、部分的にダケカンバやジゾウカンバが生育する。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではヤマネ、ニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ等が確認され、鳥類では、メボソムシクイ、コルリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種まで多様な鳥獣が生息している。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(3) 特別保護地区の管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- ・ 特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

特別保護地区等位置図

大菩薩特別保護地区

大菩薩鳥獣保護区

